

環境影響評価書案審査意見書

「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子
（公印省略）

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：国土交通省関東地方整備局

代表者：関東地方整備局長 廣瀬 昌由

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

2 対象事業の名称及び種類

名 称：一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業

種 類：道路の新設

3 対象事業の所在地

起点：東京都日野市西平山三丁目

終点：東京都八王子市北野町

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音について、評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回っているが、計画地周辺には住宅等が近接することから、防音パネル等の採用や建設機械の配置を詳細に検討するなど、より一層の環境保全のための措置を講じること。

また、計画地周辺の道路交通騒音について、現況で昼間及び夜間の環境基準を超過している地点があることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、道路交通騒音の低減に努めること。

【水質汚濁】

計画道路は、浅川及び川北用水路と交差することから、水底の掘削やコンクリート工事及び一時的な流路の切り回し工事等に伴う水質汚濁が生じる可能性があり、水生生物の生息・生育への影響も懸念され、特に流量の少ない川北用水路では、小規模な工事であっても、その影響が顕著に現れるおそれがある。このため、交差部の構造や施工方法を可能な限り明らかにした上で、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。

【地盤、水循環 共通】

工事の施行にあたっては、遮水性の高い土留壁を施工することで地下水の湧出を抑制していることから、土留壁や地下構造物の設置範囲、これらと地下水位等との関係についても明らかにした上で、地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、地盤沈下や地下水変動の防止に努めること。